

《会計・税務の知識》

減損会計とIFRS

今回は、「減損会計」とは一体どんなものなのか、簡単に解説を行うとともに、数年後に上場会社に対して強制適用が予定されている国際財務報告基準、いわゆるIFRS導入時に想定される留意点について、解説します。

1. 減損会計とは

減損会計とは、簡単にいえば、資産のうち、貸借対照表上計上されている額より実際にその資産が持つ価値が低いものについて、減損処理を行い、評価額を実際にその資産が持つ価値まで落としましょうというものです。

減損会計の対象となる資産は、金融商品や繰延税金資産といった一部の資産を除く固定資産です。実際に減損会計が行われているのは、有価証券報告書提出会社などで、具体的には上場会社とその子会社、関連会社など、一部の企業に限られます。

上場していない会社は、税法に従った会計処理のみを行っていることが多く、減損会計が適用されていないのが実情です。

2. 現行の減損会計の簡単な流れ

では、現行の減損会計において、減損はどのように行われるのでしょうか。

現行の減損会計では、対象となる資産をそれぞれ独立して収益を上げていると考えられるグループごとに分け、それぞれのグループにつき、次の流れに基づき減損が行われます。

- (1)減損の兆候の判定
- (2)減損損失の認識の要否
- (3)減損損失が必要な場合の減損損失の測定

(1)減損の兆候

次のいずれかに該当すれば、減損の兆候ありとして(2)に進みます。

- 営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合
- 対象資産の使用範囲や方法が変更され、回収可能価格が著しく減少した場合
- 経営環境が著しく悪化した場合
- 対象資産自体の市場価格が著しく下落した場合

(2)減損の損失の認識の要否

対象資産が生み出す将来キャッシュ・フローと対象資産の帳簿価格を比較し、後者の方が大きければ(3)に進みます。

(3)減損損失が必要な場合の減損損失の測定

対象資産を事業に使用して生み出される将来キャッシュ・フローの現在価値と、対象資産の正味売却価格を比較し、いずれか高い方をその資産が持つ価値として、評価を落とします。

3. IFRS導入で減損会計はどう変わるのか

IFRSが導入されても、減損会計の枠組みが大きく変わる訳ではありません。しかし、当然細かい点では違いがあります。IFRSと日本基準の違いをいくつか例示してみます。

減損の兆候の例示内容

例えば、IFRSには減損の兆候の例示に、「報告企業の純資産の価値が、その企業の株式の市場価値を超過している」というものがありますが、この例示が日本基準にはないといった違いがあります。

のれんなどの減損テスト

のれんおよび耐用年数を確定できない無形固定資産については、減損の兆候にかかわらず、原則毎年減損テストを行う必要があります。

減損損失の認識の要否の判定

減損損失の認識の要否(2.(2))について、日本基準では、割引前の将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較し後者が大きい場合のみ、減損損失の認識と測定(2.(3))に進みます。IFRSでは、回収可能価格が帳簿価格を下回っていれば減損が認識されます。

将来キャッシュ・フローの見積期間

会社が将来のキャッシュ・フローを見積もるとき、日本基準では、経営者が最長20年間の見積りを立てます。IFRSでは、経営者が見積もるのは最長5年間です。

これまでの日本基準でも、結局、会社として収益の見通しが立てられるのは5年程度で、それ以降については横ばいの予測としている事例も多く、これまでの実務と適合しているともいえます。6年目以降の収益予測については、正当化できる場合を除き、一定又は遞減とする必要があります。

減損の戻入れ

IFRSで特徴的なのが、減損の戻入れです。減損を行った資産(のれんを除く)の収益力が回復した場合は、収益力回復後のその資産の価値まで評価の戻入れを行う必要があります。日本基準では、一度減損を行うとその資産の価値が回復したとしても減損の戻入れを行うことはできません。この減損の戻入れが、IFRSと日本基準の最大の違いと言えるでしょう。